

改正 平成12年3月31日条例第50号

沖縄県開発審査会条例をここに公布する。

沖縄県開発審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づき、沖縄県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人で組織する。

追加〔平成12年条例50号〕

(委員の任期)

第3条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成12年条例50号〕

(会長)

第4条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を行なう。

一部改正〔平成12年条例50号〕

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を行なう者。次項において同じ。)及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成12年条例50号〕

(意見等の聴取)

第6条 審査会において必要があると認めるときは、その会議に市町村長又は学識経験者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

一部改正〔平成12年条例50号〕

(幹事)

第7条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

一部改正〔平成12年条例50号〕

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

一部改正〔平成12年条例50号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第50号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。